

総務教育常任委員会資料

(平成27年8月21日)

【件名】

- ・ 鳥取県の「教育に関する大綱」の策定について（教育総務課）…………… 1
- ・ 平成26年度教育行政の点検及び評価について（教育総務課）…………… 2
- ・ 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校における健康診断の記録の誤配付について
（特別支援教育課）…………… 7
- ・ 平成27年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について
（特別支援教育課）…………… 8
- ・ 鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について
（特別支援教育課・教育総務課）…………… 10
- ・ 平成26年度鳥取県不登校の状況について（いじめ・不登校総合対策センター）… 20
- ・ 平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験筆記試験問題の誤りについて
（高等学校課、小中学校課）…………… 21
- ・ 環日本海交流室開室20周年・国際交流ライブラリー開設1周年記念事業の実施に
ついて（図書館）…………… 22
- ・ 文化財の県指定について（文化財課）…………… 23
- ・ 第1回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について（博物館）…………… 28
- ・ 平成27年度全国高等学校総合体育大会について（体育保健課）…………… 別紙

教育委員会



鳥取県の「教育に関する大綱」の策定について

平成27年8月21日
とっとり元気戦略課
教育総務課

知事と教育委員会が連携して本県の教育行政の推進を図るため、民間有識者委員を交えた「総合教育会議」の場での議論を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項で定める「教育に関する大綱」を策定しました。

1 名 称 鳥取県の「教育に関する大綱」

2 策 定 日 平成27年7月30日

3 構成・計画期間

鳥取県の「教育に関する大綱」は、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、平成27年度から平成30年度までの本県教育の中期的な取組方針を第1編に定め、毎年度の重点的な取組施策及び目標指標を第2編において定めた。 ※第2編は毎年度改訂する。

4 主なポイント

- ・主体的・協働的に学ぶアクティブラーニング型授業の実践や、グローバル化に対応した英語教育の推進など、子どもたちの学びの質の向上に取り組む。
- ・ふるさと教育の推進や、起業・創業など夢の実現に向け学ぶ意欲を高める教育の推進など、地方創生を見据えた取組を定めるとともに、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う主権者教育の推進についても、いち早く定めた。
- ・いじめ、不登校対策の充実のほか、子どもの貧困対策の推進など、安全、安心に学べる教育環境づくりについても定めた。
- ・特別支援教育については、医療的ケア実施体制強化による安全の確保を含め、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実について定めた。

<参考>地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

平成26年度教育行政の点検及び評価について

平成27年8月21日
教育総務課

このたび、平成26年度の教育行政の点検及び評価を実施し、別添のとおりまとめました。

- 1 根 拠 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条
- 2 趣 旨 効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たす
- 3 対 象 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
- 4 実施方法

(1) 教育委員会の活動に対する自己評価

合議制の執行機関である教育委員会制度創設の「意義」や「特性」を踏まえ、6つの評価の観点を定め、制度の長所を生かし、短所を補う活動ができたかについて下の評価基準に基づいて自己評価を行った。

[評価の観点]

- ①教育行政に情熱と高い使命感をもって当たった。
- ②政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。
- ③委員会運営は、公正な合議制で行った。
- ④学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。
- ⑤県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。
- ⑥教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。

[評価基準]

評 価	「評価の観点」に対する評価基準
◎	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができた。」
○	「評価の観点」に示された取組を「概ね行うことができた。」
△	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができなかった。」
×	「評価の観点」に示された取組が「ほとんどできなかった。」

(2) 平成26年度の取組についての点検・評価

鳥取県教育振興基本計画の「特に力を入れたい施策」ごとに示された「目指すところ」や「施策目標」の推進に向けて「平成26年度アクションプラン」を定め、取り組んだ。

その取組状況を「H26年度の取組と成果」及び「課題及び今後の対応」としてまとめるとともに、以下に示す判断基準に基づき各所属による自己評価を行った。

[評価基準]

区 分	各施策の「目指すところ」について
A	目的・目標を達成した。
B	ほぼ計画（予定）どおり推進している。
C	取組としてはやや遅れている（取組は進めたが、成果が出ていないものも含む）。
D	一層の（新たな）取組が必要。

(3) 有識者からの意見の聴取

教育審議会委員に対して、「教育行政の点検及び評価」の案を示し、意見の聴取を行い、反映した。

5 点検及び評価結果の概要について

(1) 平成26年度教育委員会の活動に対する自己評価

1【意義】政治的中立性、継続性、安定性の確保

【特性】首長からの独立性、合議制（毎年1～2人の委員の任期到来）

評価の観点	評価	評価の背景・理由等
①教育行政に情熱と高い使命感をもって当たった。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・教育行政の果たす役割が、鳥取県の現在と将来のためにどれほど重要なものであるかを委員全員で共有した上で、委員会が運営された。 ・委員の役割と本業との両立という制約がある中で、精一杯に委員の任にあたった。 ・鳥取県教育のめざす姿を念頭において、その実現のために、教育行政が有効に機能するよう常に使命感をもって臨んだ。
②政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関としての自主性、独立性が揺らいだことはないが、教育委員会制度への批判や制度が変わる中、知事及び教育協働会議との連携のあり方については手探りの部分もあった。 ・首長との間で締結する教育振興協約の内容について、教育委員会からの視点を盛り込むことが出来た。 ・教育の充実への首長の熱意と真剣さに、やや受動的な姿勢になりがちな場面もあったが、その場合にも委員会としての議論は十分に行っており、中立性・独立性は保てたと思う。 ・中立性・独立性を常に意識して鳥取県教育の充実のためにどうあるべきかを考えるように努めた。一方、教育効果をあげるために首長の理解を得て教育行政を進めることは、大切だと考えてもいる。
③委員会運営は、公正な合議制で行った。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの委員の視点から活発に意見が交わされ、全員が納得するまでしっかりした議論が行われた。 ・委員からの各意見をよく聞き、公正な態度で審議している。 ・委員長、教育長ともに、委員各々の意見を聞くことを大切にしており、立場、考え方の違う委員それぞれが自己の考えを出し合って協議することができた。

2【意義】地域住民の意向の反映

【特性】住民による意思決定（レイマン・コントロール）

評価の観点	評価	備考
<p>①学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールミーティングなど教育委員会としての活動に加え、個人的にも実情や課題の把握に努めた。 ・県全体としてある程度共通している課題については、把握と取組が迅速にできたが、地域固有の課題については、十分に把握できていない部分もあると感じている。 ・ICT教育、土曜授業、アクティブラーニング、道徳教育、教職員の負担、いじめ・不登校、学力・体力向上等、課題は山積しているが、スピード感をもって取り組むことに努力した。 ・学校現場に出かけていく機会をできるだけつくり、学校長から直接話を聞く等、実情把握に努めたが、課題解決のための具体的取組の有効性を確認できるまでには至っていない。
<p>②県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の声や、教育協働会議、パブリックコメントなどを通じて、さまざまな意見、考え方のあることを認識し、その上で中立公正な教育行政が果たせるよう心がけた。 ・自らが民意を代表する委員として、できるだけ広く多様な意見を聞き、それに基づいて委員会としての議論を積み重ねるように努めたが、まだ十分とは言えない。 ・様々な環境にある県民の方々の意思を尊重し、少数意見であっても真摯に受け止め、議論する際にしっかりと考えていくように努めた。
<p>③教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で説明が不足しているとは考えないが、鳥取県全体の教育がどういう方向を目指すべきか、あるいは地域ごとに何を指すかについて、より深く多様な議論を喚起するべく、どのような情報をどのように提供していくかについて、考え続けなければならない。 ・委員会の取組を様々な冊子やパンフレット、ホームページ等で情報提供し、説明責任を果たすよう努めている。

(2) 平成26年度教育行政の点検及び評価結果

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり			
特に力を入れたい施策・重点取組	目指すところ	H26中間評価	H26最終評価
(1) 社会全体で取り組む教育の推進 ①学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築	①地域の教育力の向上	B	B
	②社会全体による学校支援	B	B
	③社会教育を推進する人材の育成と団体支援	B	B
(2) 家庭教育の充実 ②保護者同士のネットワーク形成	①家庭教育の向上	B	B
	②社会全体による家庭教育の支援	B	B
	③学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(5)】	B	B
(3) 生涯学習の環境整備と活動支援 ③図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実	①生涯学習の推進	B	B
	②人権学習の推進	B	B
	③子どもの読書活動の推進	B	A
	④社会教育施設の機能の強化と利用促進	B	B
	⑤図書館機能の充実	B	A
	⑥博物館機能の充実	B	B
目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進			
特に力を入れたい施策・重点取組	目指すところ	H26中間評価	H26最終評価
(4) 幼児教育の充実 ④発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の充実、発展	①幼児教育の充実	B	B
	②子育て支援の充実	B	B
(5) 学力向上の推進 ⑤スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大	①学校と家庭が協働した学力向上	B	B
	②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成	B	B
	③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長	B	B
	④教員の授業力向上	B	B
	⑤学び合い、つながる環境づくり	B	B
	⑥カリキュラム改善	B	B
	⑦児童生徒へ科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実	B	B
(6) 特別支援教育の充実 ⑥個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供	①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備	B	B
	②特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進	B	B
	③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校間での連続性のある教育の推進	B	B
	④「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導と支援の充実	B	B
	⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実	B	B
	⑥キャリア教育と移行支援の充実	B	B
	⑦教員の専門性の向上	C	B
	⑧保護者支援の充実	B	B
	⑨特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発	B	A
	⑩手話教育の推進【再掲2-(7)】	B	A
(7) 社会の進展に対応できる教育の推進 ⑦ICTの活用、英語教育の充実、手語の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成	①鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成	B	B
	②情報社会を主体的に生きる人材の育成	B	B
	③主体的に行動する人材の育成	B	B
	④手話教育の推進	B	A
	⑤環境教育の推進	B	B
(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 ⑧いじめ、不登校等の未然防止、早期対応	①道徳教育や人権教育の充実	B	B
	②いじめ問題等への取組	B	B
	③不登校ゼロへの取組	B	C
	④読書活動の推進	B	A
	⑤体験活動・文化芸術活動の充実	B	B
	⑥郷土を愛する姿勢の育成	B	B
(9) 健やかな心と体づくりの推進 ⑨学校と地域が連携した体力向上	①学校体育の充実	B	B
	②子どもの体力・運動能力の向上	B	B
	③健康教育の充実	B	B
	④食育の推進	B	B

目標3 学校を支える教育環境の充実			
特に力を入れたい施策 ○重点取組	目指すところ	H26中間評価	H26最終評価
(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実 ⑩社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討	①公立小・中学校の在り方	B	B
	②今後の県立高等学校の在り方	B	B
	③今後の特別支援教育の在り方	B	A
(11) 特色ある学校運営の推進 ⑪学校裁量予算の活用やコミュニティスクール等、学校の自主性を発揮した取組推進	①県民に関かれ、信頼される学校づくり	B	B
	②学校の自立と課題解決力の向上	B	B
	③学校組織運営体制の充実	B	B
	④教職員の過重負担・多忙感	C	C
	⑤教職員の精神性疾患への対応	C	B
(12) 人的、物的な教育資源の充実 ⑫中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成	①教員の資質向上や指導力・授業力の向上	B	B
	②県民に信頼される教職員の育成	B	C
	③優秀な人材確保のための教員採用	B	B
	④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進	B	A
	⑤ICTを活用した教育の推進	B	B
	⑥校庭の芝生化	B	B
	⑦環境教育の推進 (H26は対象事業なし)	-	-
(13) 安全、安心な教育環境の整備 ⑬食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備	①公立学校の耐震対策の推進	B	B
	②学校内外の安全確保	B	B
	③安全、安心な学校給食	B	B
	④特に支援が必要な家庭への支援	B	B
(14) 私立学校への支援の充実 ⑭私立学校の多様な取組への支援	①私立学校の振興	B	B
	②学校経営の健全性の向上、入学者確保	B	B
	③私立学校の耐震化	B	B
目標4 生活にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり			
特に力を入れたい施策 ○重点取組	目指すところ	H26中間評価	H26最終評価
(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 ⑮幼児期からの運動習慣づくり	①幼児期における運動、スポーツの基礎づくり	B	B
	②少年期(小学校～高等学校)の適正なスポーツ活動の充実	B	B
	③成年期からの運動、スポーツ活動の充実	B	B
(16) トップアスリートの育成(競技力向上) ⑯ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実	①ジュニア期からの一貫指導体制の整備	B	B
	②アスリートのキャリア形成の推進	B	B
	③2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施	B	B
目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見			
特に力を入れたい施策 ○重点取組	目指すところ	H26中間評価	H26最終評価
(17) 文化、芸術活動の一層の振興 ⑰子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、完成を高める機会の提供	①文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充	B	B
	②文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保	B	A
	③文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着	B	B
(18) 文化財の保存、活用、伝承 ⑱祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援	①県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成	B	A
	②文化財保護の推進	B	A
	③文化遺産の再発掘・磨き上げ	B	B
鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制		H26中間評価	H26最終評価
(1) 県民との協働による計画の推進	①県民意見の把握と開かれた教育の推進	B	B
	②教育問題等への迅速かつ的確な対応	B	B
(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進	①市町村との連携・協力体制の充実	B	B
	②高等教育機関との連携、協力の一層の推進	B	B

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校における健康診断の記録の誤配付について

平成27年8月21日

特別支援教育課

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校において、個人情報流出する事案が発生しましたので、報告します。

1 確認日時

平成27年7月29日（水） 午後6時50分頃

2 確認の経過

- ・生徒Aが家庭に持ち帰った健康診断の記録が、生徒Bのものであった。生徒Bは欠席していたため、生徒Aのものは学校に残ったままであった。

3 原因

健康診断の記録については指導が必要な部分もあるため、担任が内容を確認して声かけをしながら渡していたが、生徒A及び生徒Bについては、特に指導する点がなかったため、書類が出席番号順に並んでいるものと思い込み、生徒の名前を確認せず配付したことによる。

4 誤配付した書類に記載されていた内容

- ・生徒氏名
- ・身長、体重、座高、肥満度の測定値
- ・視力検査の測定値
- ・学校で実施した各健康診断の結果
- ・歯科検診結果

5 対応状況

- ・生徒A宅を訪問し、保護者に謝罪するとともに、誤配付した健康診断の記録を回収、本人のものを手渡した。
- ・生徒Bの保護者に電話連絡して経緯を説明し、謝罪した。また、8月3日に生徒B宅を訪問し、保護者に謝罪するとともに、生徒Bの健康診断の記録を手渡した。

6 再発防止策

担任が生徒個人名宛の書類を配付する際には、名前を読み上げるなどして確認の上、手渡しすることを徹底する。また、配付した後、生徒自身にも自分のものであることの確認をするよう声かけを行うことに努める。

7 関係者の処分等

8月4日に関係者からヒアリング調査を実施したところであり、今後、処分について検討する。

※6月8日の常任委員会で報告した、同校における学校徴収金集金袋等の誤送付に関しては、担当した事務職員を8月6日付けで「口頭嚴重注意」処分にしました。

平成27年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

平成27年8月21日
特別支援教育課

本県の特別支援学校における医療的ケアの現状と課題を踏まえ、常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）及び医療的ケア実施の判断に係るスーパーバイザーについて協議を行うため、「第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会」を開催しました。

1 日時・場所

- (1) 日時 平成27年7月30日（木）午後2時から4時まで
- (2) 場所 鳥取県西部総合事務所

2 協議内容

(1) 常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）の配置について

【提案した方向性】

関係特別支援学校において、常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）を医療的ケアの調整役に位置づけることによって、医療的ケアの実施について中心的な役割を果たし、医療的ケアの手技・手順等の確認や確実な伝達、保護者や看護師、教職員の間での共同体制を構築することを目指す。

【意見】

- ・常勤看護師の配置により、医療的ケアに関して看護師の総括役となることが期待される。学校組織の中の位置づけを明確にするとともに、医療的ケアを行う際の判断の範囲や権限の整理が必要である。
- ・常勤看護師の配置に併せて、医療的ケアも含めた教育の質の向上を目指すことが重要であるため、教員の中にもコーディネーターが必要である。
- ・学校現場における医療的ケアであることを、教員及び学校看護師がともに認識していることは重要であり、教員への研修の充実が求められる。

(2) 医療的ケア実施の判断に係るスーパーバイザー～教育支援チームの派遣～について

【提案した方向性】

就学先決定に関して市町村への助言・支援を目的としている「教育支援チーム」の業務を拡充し、県立特別支援学校における医療的ケア実施に関する助言や学びの場の決定に関する助言を受けることができるようにする。

【意見】

- ・通学による教育か訪問による教育かを検討する際には、学校における教育課程や内容について十分に説明できることが必要である。幼児児童生徒への教育の充実を目指し、判断の選択肢が広がるための教育支援チームの派遣を期待する。
- ・教育支援チームの医療的ケア担当には、幼児児童生徒一人一人の実態を把握した上での助言が求められてくるので、圏域等の状況に応じた体制づくりが必要である。
- ・教育支援チームの派遣依頼を行うまでの、教育相談の体制整備の充実が求められる。今後、主治医とのコミュニケーションも含めた関係者による検討の場づくりが必要である。

3 協議会を踏まえた対応策

- ・常勤看護師の配置を含めた学校組織体制の検討及び常勤看護師の業務内容の整理を行う。
- ・教育支援チームの委嘱メンバーの検討及び学校内における教育相談体制の整備を検討する。

4 出席者

委員7名、オブザーバー2名、事務局3名

(1) 委員

氏名	所属	備考
汐田 まどか (しおた まどか)	鳥取県立総合療育センター 副院長	
星加 忠孝 (ほしか たまたか)	鳥取県立中央病院 小児科医長	
勝田 睦子 (かつた むつこ)	鳥取県立皆生養護学校 養護助教諭	
水田 弘見 (みずた ひろみ)	広島県教育委員会特別支援教育課 総括指導主事	
田畑 有望 (たばた ゆみ)	鳥取県立倉吉養護学校 保護者	欠席
仲野 真由美 (なかの まゆみ)	鳥取看護大学 准教授	
玉崎 章子 (たまさき あきこ)	鳥取大学医学部脳神経小児科 助教	
森本 靖子 (もりもと やすこ)	公益社団法人鳥取県看護協会 専務理事	

(2) オブザーバー

氏名	所属
福谷 紀男 (ふくたに のりお)	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課 課長
河本 史幸 (かわもと ふみゆき)	鳥取県立皆生養護学校 校長

(3) 事務局

氏名	所属
田中 規靖 (たなか のりやす)	鳥取県教育委員会 次長
足立 正久 (あだち まさひさ)	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長
野口 明紀 (のぐち あきのり)	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 指導主事

5 今後の開催予定

第2回 9月4日(金) 開催予定

第3回 10月23日(金) 開催予定

鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について

平成27年8月21日

特別支援教育課

教育総務課

鳥取養護学校において、平成27年5月22日に看護師（非常勤職員）全員（6人）が辞意を表明し、その後結果として5人の看護師が辞職したため、同校において医療的ケアを要する児童・生徒の一部が登校できない事態となったことを受け、このような事態の再発防止等を目的として教育総務課行政監察担当が調査を行いました。

調査結果を踏まえて、鳥取養護学校及び特別支援教育課で改善策を検討しているところですが、その検討状況を報告します。

調査結果における改善提案	具体的改善策（案）
<p>(1) 医療的ケアの内容・方法等の決定について</p> <p>①医療的ケアの内容の決定・変更方法</p> <p>○学校医の指示書によるケアの決定・変更の徹底と学校における内容の検討</p> <p>②医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等</p> <p>○保護者からの要望の処理手順の明確化と看護師・学校医意見の反映</p> <p>○要望内容・処理結果の文書化</p> <p>○要望・苦情等への対応要領の作成</p> <p>○医療的ケアの基本手順の制定</p> <p>○ケアのタイムスケジュールに関する保護者との共通理解の醸成</p> <p>○各児童・生徒に係る医療的ケアに関する手順の再整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア内容の決定（・変更）については、書面で申請することを保護者に対して周知徹底するため、6月26日の保護者説明会の時に説明したところである。なお、今後も年度当初の医療的ケアに関する保護者面談、医療的ケア説明会及び学期末懇談の機会をとらえて説明する。 ・ケア内容の決定（・変更）方法を図式化するなど、教職員に対して徹底する。 ・ケア内容が学校で対応できる範囲かどうか、学校医、看護師が参加した校内委員会で十分検討を行う。 ・「医療的ケアが必要な県立特別支援学校幼児児童生徒学習支援事業実施要項」にケア内容の変更手続きを明記する。（10月中に要項改正する予定。） ・児童・生徒の状況や学校の運営体制によるケア内容の変更（水分の注入量、ケア時間の変更等）については、あらかじめ保護者、主治医、学校医、看護師等と協議をして定めておく。 ・保護者からの相談・要望窓口を学校管理職（教頭、学部主事）として明確化した。 ・保護者からの要望等に対する「対応要領」を作成（夏休み明けまでに）する。 （処理を確実にを行うための「様式」の作成、要望等に対しては「文書」で回答することなどについて規定。） ・学校における医療的ケアに関する考え方（タイムスケジュールに関する保護者との共通認識の醸成を含む。）について、年度当初の医療的ケアに関する保護者面談及び医療的ケア説明会で説明するとともに、学期末懇談の機会をとらえて説明する。 ・現在作成されている児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書を保護者と再点検する。

<p>(2) 看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護師のカンファレンス等への参加 ○修学旅行等のスケジュール作成における看護師との打合せの実施 ○常勤看護師の配置検討 ○保護者要望の検討に係る看護師意見の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護師の配置については、9月補正による対応を検討中である。 ・常勤看護師が医療的ケアに関わる各種会議に出席する。 ・常勤看護師が看護師（非常勤）の医療的ケアに関わる各種会議への参加計画を作成し、必要な会議に出席できるよう調整する。また、学校行事を計画する際には、校内委員会での検討を含め、看護師と教員との事前協議の時間を設定する。 ・保護者からの要望等に対する「対応要領」の中で、検討過程においては看護師の意見を聴取することを明記する。
<p>(3) 人員配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護師の予算上の人役（時間数）の再算定と人員確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日5人体制での対応を6人体制に増員して対応することとし、人役（時間数）の増を図った。 ・看護師（非常勤）が医療的ケアに関わる各種会議、資質向上のための研修会に参加できるよう、有給休暇の取得を含め、無理のない勤務体制となるよう予算・人員確保を行っていく。
<p>(4) 看護師の勤務条件等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有給休暇の適切な付与 ○勤務時間外における勤務の解消 ○看護職賠償責任保険への加入の推奨等 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇付与日数を職員へ明示するとともに、請求があった場合は原則取得できるよう運用を徹底する。 ・通常想定される業務は所定勤務時間内に行えるよう徹底する。 ・看護職賠償責任保険制度の案内を行う。
<p>(5) 学習及び医療的ケアの環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習・医療的ケアの環境整備のためのルール作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月26日の保護者説明会の時に、医療的ケア実施に当たっての環境づくり等お願いをしたところである。 ・今後も、医療的ケア説明会や学期末懇談などの機会をとらえて理解を深めていただくように努める。

県立鳥取養護学校における医療的ケア等に関する調査結果

平成27年8月21日

教育総務課

1 経緯

県立鳥取養護学校において平成27年5月22日に看護師（非常勤職員）全員（6人）が辞意を表明し、その後結果として5名の看護師が辞職したため、同学校において医療的ケアを要する児童・生徒の一部が登校できない事態となったことを受け、このような事態の再発防止等を目的として教育総務課教育行政監察担当が調査を行った。

2 調査方法

鳥取養護学校の関係教職員及び辞意を表明した看護師に対し教育総務課教育行政監察担当が聞き取りを行うとともに、関係資料の確認を行った。

3 課題及び改善提案

教育総務課教育行政監察担当が実施した調査により認められた課題とそれに対する改善提案は以下のとおりである。

(1) 医療的ケアの内容・方法等の決定について

① 医療的ケアの内容の決定・変更方法

【課題】

○ 主治医・学校医への確認なしに医療的ケアの内容を変更

医療的ケアが必要な幼児児童生徒学習支援事業実施要項（平成12年3月17日付け鳥取県教育委員会事務局小中学校課長（現：特別支援教育課長）通知）によれば、医療的ケアの内容については、主治医の意見書をもとに学校医が検討し、学校医の指示書をもって決定されるものであり、その変更についても同様である。

今回の調査においては、保護者から医療的ケア内容の変更についてのメモを手交され、学校が主治医・学校医に確認せずそのままケア内容を変更している事実が認められた。

医療的ケアという児童・生徒の日常生活における医療生活援助行為の変更として極めて慎重を欠いた対応であったといわざるを得ない。

【改善提案】

○ 学校医の指示書によるケアの決定・変更の徹底と学校における内容の検討

ケア内容については学校医の指示書に基づき決定・変更することを徹底すべきである。

なお、ケア内容の決定・変更に当たっては、以下の参考1及び参考2の内容も考慮し、学校として実施できるケア内容であるかについて適切に検討されたい。

<参考1> 特別支援学校における医療的ケア実施体制について（平成17年度「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」実施要項において示された実施体制整備のガイドライン（文部科学省）

(4) 保護者との関係

① 看護師及び教員による対応に当たっては、医療的ケアの実施を学校に依頼する旨の保護者からの申請を書面で提出させること。

② 前項の申請は、看護師及び教員の対応能力には限りがあることを学校が保護者に対して十分説明の上、保護者がこの点について正しく理解していることが前提であること。

<参考2> 平成26年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について（平成27年4月定例教育委員会報告事項）

3 協議の結果

(1) ③ 学校における高度な医療ケアの実施

【対応の方向性】

① 安全で安心できる医療的ケア実施の検討

- 医療現場ではなく、学校で実施することを念頭に置いた、校医等と学校長の医療的ケア実施内容事前確認

② 医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等

【課題】

(ア) 保護者からの要望への学校としての処理体制が不十分

医療的ケアに係る手技等の方法その他に関する保護者からの要望は、看護師・養護教諭等に対し寄せられていたが、その受け入れの可否を学校として検討し、受け入れた場合には確実に実施するという体制が不十分であった。

実際には、看護師が受けた要望で軽易なものについては看護師の記録用ノートに記され、看護師内で情報共有するようしており（養護教諭は見えない）、軽易でないと思うものは養護教諭に相談する等されていた。また、養護教諭等が受けた要望については養護教諭から看護師に口頭で伝える等していたが、これらの要望の全てが手順書（個人別に医療的ケアの内容・方法等を整理した文書）に反映されるわけではなかった。

このような方法には、以下のような問題がある。

＜処理体制が不十分なことにより生じていた問題点＞

(i) ケアに係る手技の方法等の複雑化による看護師の負担感増加

保護者からの要望の受け入れの可否を検討する仕組みがないために、保護者からの要望は十分な検討がされていなかった。このことにより、聞いた要望のほぼ全てを受け入れた形となることから、ケアに係る手技の方法等の複雑化を招き、看護師の負担感増加の一因となっていたと考えられる。

なお、ケアに係る手技の方法等の複雑化は、ミスの発生を誘発しやすくなる可能性があり、この点でも問題がある。

(ii) 要望内容への意識の希薄化

しかし、他方、学校として検討して受け入れた要望ではないこと、また、その内容が医学的に必ずしも必要のあるものばかりではないことから「聞いた要望は必ず守らなければならないもの」といった意識の希薄化を招く可能性があり、そして、多数ある要望のすべてを看護師が頭に入れてそのとおりに実施することは困難であるにもかかわらず個人別に要望の全てを整理した文書が存在していないこともあり、実際には要望どおりに実施されない事態も発生していた。

(iii) 保護者の不信感からくる苦情と看護師の精神的負担の増加

要望した保護者からすれば「受け入れられない」との回答がなければ要望は守られるものととらえるのは当然であり、そのような事態は不信感につながり兼ねないものである。また、このようにして生ずる不信感から来る苦情はケアの実務を担当する看護師が受ける結果となるため、このことも看護師にとって精神的負担が増加する原因となっていたと考えられる。

(iv) 学校として対応可能な要望か否かの検討が不十分となる可能性

なお、要望の内容は手技の細かな方法に関するものが多く、必ずしも医学的に必要があるものばかりではないとのことであった。

子供のために最善のケアをと希望する保護者の要望にできるだけ応えることは大切であるが、一方で、学校という場において限られた人員で複数の児童・生徒のケアを行うという制約も考慮する必要がある（上記＜参考1＞及び＜参考2＞並びに以下の＜参考3＞も参照のこと）。

＜参考3＞ 神戸市立特別支援学校医療的ケア研究会報告（平成23年1月）

1. (2) 実施までの手続きについて

- * 児童生徒がかかっている病院によって手技が異なることがあるため、主治医と保護者の了解を得られる部分では、学校内での手技を一本化することも考えられる。手技の一本化は、ミスや危険を回避する一つの方法である。しかし、児童生徒の状態によっては、ある程度個々に対応することも大切である。

(イ) ケアスケジュールに関する保護者との共通理解の不足

鳥取養護学校における医療的ケアは、33名の児童・生徒に対し学校医の指示書を元にタイムスケジュールを組んで実施されているが、休み時間・昼といった時間にケアが集中していることや、授業や行事等により時間の変動があることもあり、スケジュールに記載された時間ジャストに全ての児童にケアを行うことは困難である。このため、学校においては「ケアの時間は原則として目安である」と認識していたが、このことは明示的には保護者に説明されていなかった。

ただし、障がいの状況とケアの内容及び保護者からの要望等により、教室とケアルームにタイマーやアラーム機能付きの時計を置き、看護師も早め早めに対応する等時間どおりのケアを心がけている児童は存在していたが、ケアを行うための機器の不調や保護者とのやりとりに時間を要したこと等により、ケア時間に数分の遅れ（遅れ時間については特定できず）が出る事例があった。

学校において確認した資料からは数名の保護者が時間厳守のケアを求めていることがうかがわれたが、「時間厳守」について学校と保護者の間に認識の違いがある可能性がある。

【改善提案】

(ア) 保護者からの要望の処理手順の明確化と看護師・学校医意見の反映

医療的ケアその他についての保護者からの要望の処理手順（受付窓口・方法、受入れの可否の検討方法、検討結果の回答方法）を明確化すべきである。

なお、受入れの可否の検討に当たっては、医療的ケアに関するものについては、これを実施する看護師が検討の中に入ることが必要であり、また、学校医の意見を聴く仕組みも必要である。

(イ) 要望内容・処理結果の文書化

(ア)のような処理を確実に行うためには、要望について受け付け、処理するための様式を定めることが考えられる。この様式には、例えば受入れ可否の検討に必要な要望の理由の記載欄、看護師や医師の意見を記載する欄を設けておくのも一案である。

また、要望の受け入れの可否を決定した場合には、保護者に対し文書で示すことが必要である。この際、要望を受け入れた場合にあっては、内容についての共通理解の観点から受け入れた要望の内容を、要望が受け入れられない場合にあっては、学校としての説明責任を果たす観点からその理由を、それぞれ明記すべきである。

また、受け入れた要望については、その内容が確実に実施できるよう手順書等に個人別に整理しておくべきである。

(ウ) 要望・苦情等への対応要領の作成

保護者からの要望や苦情等が看護師等の特定個人の負担となることのないよう、要望や苦情等を受ける際に誰が、どのように対応するかについての要領を学校として定めておくべきである。

(エ) 医療的ケアの基本手順の制定

ケア方法の必要以上の複雑化を招かないよう、学校としてそれぞれのケアの基本となる手順をあらかじめ定め、これを変更したい旨の要望については理由等を確認の上、必要性について検討すべきである。この際、児童・生徒の個々の事情に対する配慮と、学校における対応能力についての考慮をしながら総合的判断が求められることに注意が必要である。

(オ) ケアのタイムスケジュールに関する保護者との共通理解の醸成

ケアの全てを時間ジャストに行うことは困難であると思われるが、「ケアの時間は原則として目安である」という前提については、ケアを要する全ての児童・生徒の保護者に対して説明し、理解を得るべきである。その上で、障がいの状況やケアの内容等から時間を守る必要性が特に高い児童・生徒については、「ケアの時間はどの程度の幅に納める必要があるのか(○分前から△分後まで等)」について主治医・保護者・学校医等と協議して決定しておくべきである。

(カ) 各児童・生徒に係る医療的ケアに関する手順の再整理

①及び②でここまでを示した改善提案を踏まえ、医療的ケアを要する児童・生徒について医療的ケアの内容やこれまでに受けた要望の内容を学校と保護者との間で順次確認・整理をした上で、児童・生徒個人別の手順書を作成すべきである。

なお、このような過程で丁寧な説明・やりとりを心がけることで、保護者と学校の間で医療的ケアに関する共通理解を図ることが肝要である。

(2) 看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有について

看護師からは、医療的ケアについての意思決定過程等への参画や教職員との情報共有ができていないとの声が聞かれたため、この点について確認を行ったところ、以下のような課題があった。

【課題】

① カンファレンス等への看護師の不参加

医療的ケア三者面談(年度当初に医療的ケアに係る指示書の内容を保護者・学校医等と確認するための会議)や、医療問題検討委員会(医療的ケアの申請内容について学校内で協議する会議)については看護師も参加することとなっていたが、カンファレンス(各児童・生徒の病状や配慮事項・支援方法について学校内で情報を共有する会議)等については、看護師が参加メンバーに入っていなかった(学校からの聞き取りによると、勤務時間外に無報酬で任意参加することはあった)。

② 修学旅行等のスケジュール作成に係る看護師意見聴取の仕組みがなかった

また、修学旅行等の校外学習の行動スケジュールについては、教員が作成し、養護教諭を通じて看護師に示していたが、実際に同行し医療的ケアを行う立場の看護師から事前にスケジュールについての意見を聞く仕組みとなっていなかった。

③ リーダー看護師の不在等により他の教職員との情報共有体制が不十分

児童・生徒の学校生活が円滑に行われるためには、看護師と他の教職員が相互に医療的ケアや児童の様子等について情報交換・意見交換をし、共有しておくことが必要であるが、看護師は非常勤のみであり、リーダーとして位置づけられる者が存在していないことから、他の教職員と対等な立場で情報共有・意見交換ができる環境ではなかった。

また、カンファレンス等の会議は非常勤看護師の勤務時間外に実施されており、それ以外の情報交換であっても児童・生徒が学校にいる時間帯(≒非常勤看護師の勤務時間)に頻繁に行うことは困難であり、非常勤看護師のみの体制で、看護師と他の教職員との間の十分な情報共有を図っていくことには時間的制約もある。

なお、仮にリーダー的看護師が存在していれば、他の看護師に対する指揮・指導等を行うことができ、より質の高い医療的ケアを実施することができると考えられる。

④ 保護者意見受入れに係る看護師意見の反映が不十分との意見も

看護師からは、保護者から寄せられた要望を受け入れるか否か等についての意見の反映が不十分であるとの声もあった。

【改善提案】

医療的ケアや学校生活について、実務を担う看護師の意見を取り入れ、他の教職員との情報共有を図ることが必要であり、この点から、以下の改善が必要である。

① 看護師のカンファレンス等への参加

看護師をカンファレンス等各種会議にも参加させるべきである。

② 修学旅行等のスケジュール作成における看護師との打合わせの実施

修学旅行等の校外学習の行動スケジュールについて、看護師と事前打合わせを行う等により意見を反映すべきである。

③ 常勤看護師の配置検討

平成 26 年度医療的ケア体制整備調査（文部科学省）によれば、特別支援学校に常勤の看護師を配置している都道府県が 16 団体あることから、これらの事例も参考に、常勤の看護師の配置について検討されたい。

なお、「鳥取養護学校の養護教諭は看護師免許を有しているのだから、看護師をまとめるリーダー的存在として養護教諭がいれば十分である」との考えもあるが、養護教諭には他に本来業務があり、また、日常的にケアを実施する者ではなく、看護師リーダー的な存在として位置づけるのは困難な面があると思料する。（実際、今回の調査においても、看護師と養護教諭の間で、注入前にエア抜きをするのが鳥取養護学校におけるケアの基本かどうかに関する認識が異なっていたが、このことから、養護教諭という立場上、個々の具体のケア内容を全て掌握することは困難であると感じられた。）

このため、当面はともかくとして、今後に向けては、リーダー的な看護師・常勤看護師の検討が必要であると考えられるものである。

④ 保護者要望の検討に係る看護師意見の聴取

なお、(1)②の改善提案(ア)でも示したように、医療的ケアに係る保護者からの要望等の検討に当たっては、看護師も検討の中に入れ、その意見を要望受入れ可否の判断材料のひとつとすべきである。

(3) 人員配置について

【課題】

○ 医療的ケアの量的・質的增加と看護師の多忙感

- 医療的ケアが必要な児童・生徒の数がこの 10 年で 11 人から 33 人と 3 倍に増加しているのみならず、従来の経管栄養や吸引に加え、人工呼吸器や酸素投与の管理、気管切開部の管理等が必要な児童・生徒も入学する等医療的ケアの高度化が進んでおり、また、頻回のケアを要する児童も増加していた。加えて、登下校時における保護者との情報引継ぎ、医療機器の準備・片付け、各種記録の作成等ケアに係る業務が多様化している中で、ケアの時間は休み時間・昼等に集中すること、また、(1)②でみたように保護者からの要望等によりケアに係る手技の方法等が複雑化していたこと等もあって、看護師は強い多忙感を感じていた。
- 平成 26 年度前半までは 1 日当たり 4 人役を 6 名の看護師が交替で回していたが、同年の 6 月補正予算により 1 日当たり 5 人役に増員された。このため、学校では 7 名以上で回すため看護師を募集していたが、必要数が確保されない状況が続いていた。

【改善提案】

○ 看護師の予算上の人役（時間数）の再算定と人員確保

1 日も早く保護者の協力を頼ることなく医療的ケアを行うことのできる体制に復帰するため、現在の人役に対して必要数を満たすことが出来ていない看護師の確保はもちろんであるが、適切な医療的ケアを行うことに加え、(2)の改善提案①及び②で示したカンファレンス等や打ち合わせへの参加により看護師と他の教職員が相

互に医療的ケアや児童の様子等について情報交換・意見交換し、共有していくことを前提に、必要な人役（時間数）の再算定を行う必要がある。なお、この際には、(4)の改善提案①及び②で示したような勤務時間外における勤務の解消、有給休暇が取得できる体制についても留意すべきである。

(4) 看護師の勤務条件等について

今回の事案は、看護師の勤務条件等により起こったものではないが、看護師からの聞き取りの中で今後の看護師確保等に当たり勤務条件等についても改善すべきとの声があったため、この点について調査を行ったところ、以下のような課題が認められた。

【課題】

① 有給休暇が取得できない状態

看護師は非常勤職員として採用されており、労働基準法及び「非常勤職員の任用等に関する取扱要領（平成19年6月27日付鳥取県教育委員会教育長通知）」に基づき有給休暇が付与されなければならないが、休暇取得簿に有給休暇付与日数が記載されていないために付与日数が看護師にわからない状態であり、また、実際に有給休暇をとりたい旨の相談をしてもほぼ与えられていなかった。

② 勤務時間外における勤務が存在

看護師はローテーションにより1日3時間～6時間の勤務を割り振られていたが、看護師からの聞き取りによると、割り振られた勤務時間より前から、あるいは勤務時間終了後に勤務をすることがあったとのことであった。

学校における資料及び聞き取りによっては恒常的に勤務時間を超えた勤務があったか否かの確認はできなかったが、少なくともカンファレンスについて希望者の任意参加として勤務時間外に参加させていた例があったことや、業務上の話合いが長引いたことにより勤務時間をオーバーした勤務が発生することがあったことが確認できた。

③ 看護職賠償責任保険の推奨についての要望

看護師からの聞き取りの中で、医師がいない状況下でのケアであることから何かがあった場合に看護師個人の責任を問われる可能性についての不安等があり、(公社)日本看護協会などが実施している「看護職賠償責任保険」への加入を学校として看護師に推奨すべきではないか、との声があった。

このため、同保険の制度等についてホームページ等により確認した結果は、別紙のとおりであった。

【改善提案】

① 有給休暇の適切な付与

有給休暇は労働者の権利であり、雇用（更新）時に付与日数を計算して休暇取得簿に記載するとともに、請求があった場合には時季変更権を行使するのであれば認める、といった制度に則った運用を徹底すべきである。

② 勤務時間外における勤務の解消

看護師は時間単価により勤務している非常勤職員であり、勤務時間については正確に把握し、実際に必要な勤務を行った時間について報酬を支払うべきである。そして、このために必要であれば、(3)の改善提案に示した予算上の人役（時間数）に反映させるべきである。

③ 看護職賠償責任保険への加入の推奨等

看護職賠償責任保険については、国家賠償法による求償についても対応していること、弁護士費用、人格権侵害等の訴えにも対応しているといった保障の内容面、そして、事故発生前でも必要に応じてアドバイスが受けられるサポート体制があることからすれば、特別支援学校における看護師のニーズにあった保険であると考えられる。このため、(賠償責任保険は複数存在しており、その内容の比

較検討は必要であるが) 看護師に対して同保険の加入について推奨することが望ましい。

なお、県立病院において保険料の公費負担を行っていないが、仮に医師不在の中での医療行為であること等により「病院における勤務よりも看護師の責任が問われる可能性が高い」と認められるのであれば、保険料公費負担の検討についても、看護師確保のための条件整備の一環として一考の価値はある。

(5) 学習及び医療的ケアの環境整備について

【課題】

○ 学習・医療的ケアの環境整備のための一定のルールが必要

これまで鳥取養護学校においては、保護者に対していつでも学校で自分の子供を見守ることができる開かれた学校運営をしてきているところである。

しかしながら、一方で、学校は教育の場であること、そして、医療的ケアというミスの許されない行為を実施していることからすれば、これらを円滑に行うことのできる環境が最優先されるべきであり、学校内における保護者の見守りの場所、時間等について一定のルールが必要である。

【改善提案】

○ 学習・医療的ケアの環境整備のためのルール作り

今後も開かれた学校の取組は当然続けるべきであるが、学習及び医療的ケアの環境を整備する観点から、保護者の見守りの場所、時間等について一定のルールを定め、保護者に理解を求めていくことが必要である。

(6) その他

時間的制約もあり、今回の調査は鳥取養護学校についてのみ行っているが、他の県立養護学校等についても状況を確認し、必要に応じ同様の改善を図るべきである。

【別紙】看護職賠償責任保険についての確認結果

<保障内容>

対人賠償、対物賠償（患者の物の破損等）、人格権侵害（患者との会話などで名誉を傷つけられた等と訴えられた場合）、争訟費用（弁護士費用含む）、初期対応費用（見舞金等）

<掛け金>

年間：2650円

<サポート体制>

看護職賠償責任保険制度サービス推進室で相談対応を行っており、事故発生前でも業務に関する安全上の不安について相談することができ、安全な体制整備ができるようアドバイスも受けられる。

（参考 HP：<http://www.kango-roo.com/sn/a/view/564>）

「いざ何かが発生したときに頼れる、また、事故発生前でも業務に関する安全上の不安についてサポート体制があるか否かは大事な観点。当方では最近、病院以外の新たな領域（訪問看護ステーションや介護施設、特別支援学校など）で看護業務に就いておられるナースからの相談が増えてきました。必要時は弁護士のアドバイスを受けながら安全な体制整備がなされるようアドバイスを行っています。」

<加入状況等>

- ・ また、看護職賠償責任保険制度サービス推進室に保障内容や特別支援学校看護師の加入状況等について確認したところ、以下とおりであった。
 - 国家賠償法に基づき自治体により看護師に対し求償権が行使された場合でも、保険金支払い対象である。
 - 公立病院・特別支援学校の看護師も加入しているが、人数については把握していない。
 - 看護師個人の保険であるため、申込・保険料支払は個人で行っている。このため、保険料を公費負担しているところがあるかどうかは把握できない。
 - 看護協会会員のための保険であるので、会員しか加入できない点に注意して欲しい。

<その他>

- ・ 鳥取県病院局総務課に確認したところ、県立病院における看護師の保険加入状況について把握していないが、毎年度鳥取県看護協会から案内パンフレットが来るため、これを看護師に配布しているとのことであった。なお、保険料についての公費負担はされていない。
- ・ なお、HPによる情報ではあるが、公費負担により看護師賠償責任保険に加入している自治体病院の存在も認められた。

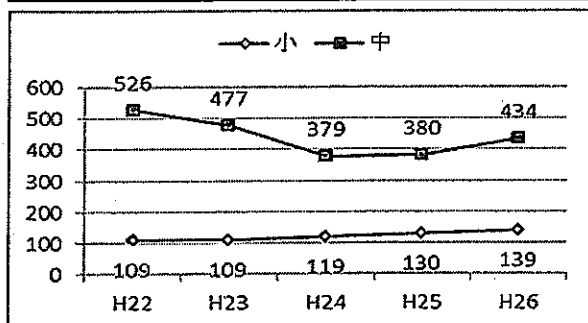
平成26年度鳥取県不登校の状況について

平成27年8月21日
いじめ・不登校総合対策センター

平成27年度学校基本調査において、平成26年度の不登校の状況が公表されました。鳥取県は平成25年度と比べ、小学校が9人増加（出現率0.03%上昇）、中学校が54人増加（出現率0.34%上昇）という状況でした。

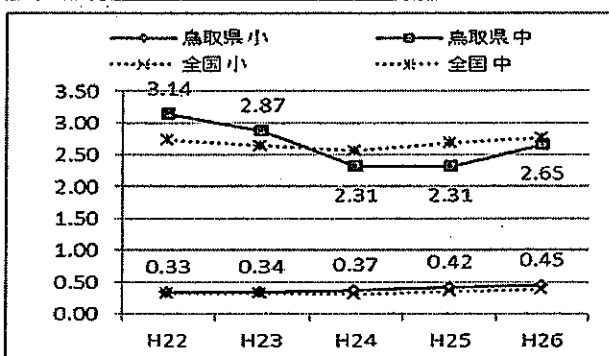
1 不登校児童生徒数の推移（国公立）（人）

不登校		H22	H23	H24	H25	H26
鳥取県	小	109	109	119	130	139
	中	526	477	379	380	434



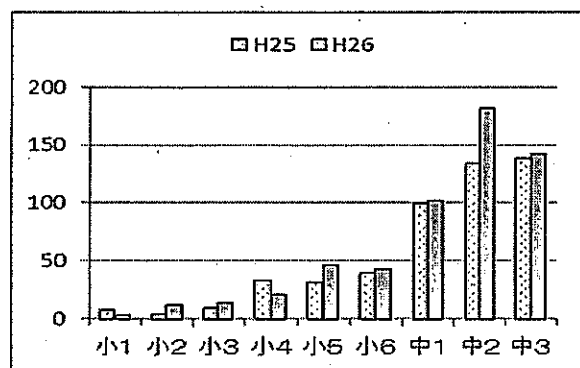
2 不登校出現率（国公立）

不登校		H22	H23	H24	H25	H26
鳥取県	小	0.33	0.34	0.37	0.42	0.45
	中	3.14	2.87	2.31	2.31	2.65
全国	小	0.32	0.33	0.31	0.36	0.39
	中	2.74	2.64	2.56	2.68	2.76



3 学年別不登校児童生徒数の推移（公立校のみ）

	(人)								
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H22	4	4	16	15	30	40	117	204	189
H23	1	5	9	24	23	47	95	175	200
H24	3	6	14	16	32	47	82	140	148
H25	8	5	10	34	32	40	100	134	138
H26	3	12	14	21	46	43	102	182	142



4 不登校児童生徒への指導結果状況（鳥取県公立のみ）【割合】

区分	小学校					中学校				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
(a)指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	42.2%	39.4%	46.6%	31.8%	36.0%	44.7%	43.0%	45.4%	44.4%	32.4%
指導中の児童生徒	57.8%	60.6%	53.4%	68.2%	64.0%	55.3%	57.0%	54.6%	55.6%	67.6%
(b)うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	23.9%	24.8%	13.6%	24.8%	23.0%	23.3%	22.6%	15.7%	17.7%	31.2%
(a) 全国(公立のみ)	32.5%	33.2%	33.8%	32.8%		30.9%	30.7%	29.4%	29.8%	

5 分析と今後の対応について

- ◇中学校2年生での増加が顕著で、無気力、遊び非行型の不登校が増加傾向である。
- ◇鳥取県は全国に比べ不登校の復帰率は高い傾向にある。個別の復帰プランを立て、関わっていくことで成果が出ている学校やスクールカウンセラーの小学校活用によって成果が出ている学校がある。
- ◇仲間づくり、人間関係づくりに力を入れ、小中連携のさらなる推進が必要である。
- ◇スクールソーシャルワーカーの拡充に向けて、引き続きスクールソーシャルワーカー育成研修を行い、人材確保に努める。

平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験筆記試験問題の誤りについて

平成27年8月21日
高等学校課
小中学校課

平成27年7月25日（土）に実施した平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）の筆記試験において、採点業務の過程で問題の誤りが判明しました。当該問題の採点に係る取扱いについては、下記のとおりとすることとしました。

記

1 誤りの内容等

(1) 中学校教諭家庭専門試験（受験者数：11名）

(誤) 次の季節に合わせた献立に関する説明①～⑤について、(以下略)
(正) 次の季節に合わせた献立に関する説明①～④について、(以下略)

(2) 高等学校教諭家庭専門試験（受験者数：2名）

(誤) 合織繊維の原料は(②)であり、(以下略)
(正) 合成繊維の原料は(②)であり、(以下略)

(3) 高等学校教諭農業専門試験（受験者数：10名）

(誤) 上から見ると正方形、横から見ると半円形 (以下略)
(正) 上から見ると正円形、横から見ると半円形 (以下略)

2 採点に係る取扱い

- (1) については、説明⑤は存在せず解答に影響がないため、特別な取扱いは行わない。
- (2)、(3) については、受験者全員の当該問題に対する解答を正解として扱う。

3 受験者に対する対応

当該教科（科目等）の受験者に対して、第一次選考試験の結果通知の際に、当該問題の誤り及び採点に係る取扱いについて説明書を同封する。

4 今後の予定

第一次選考試験結果等の通知・公表：平成27年9月3日（木）（予定）

環日本海交流室開室 20 周年・国際交流ライブラリー開設 1 周年記念事業の実施について

平成 27 年 8 月 21 日

図 書 館

鳥取県立図書館では、鳥取県が進めている環日本海諸国との交流を支援し、中国・韓国・ロシアについて県民が隣国理解を深める場として平成 7 年に環日本海交流室を開室し、今年 20 年を迎えた。また昨年 8 月、さらに広範にわたる海外の情報を提供できるよう、環日本海交流室の機能を拡充した国際交流ライブラリーを開設し、1 年が経過した。

国際交流を支援し、グローバルな人づくり・地域づくりをさまざまな場面で支援する図書館の役割について広く県民の方々に知っていただくため、環日本海交流室開室 20 周年・国際交流ライブラリー開設 1 周年記念事業「本でひらこう世界への扉」講演会及びシンポジウムを開催した。

1 講演会及びシンポジウムの開催結果

(1) 日 時 平成 27 年 8 月 2 日 (日) 午後 1 時から 4 時まで

(2) 会 場 鳥取県立図書館 大研修室

(3) 内 容

ア 開会挨拶 鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

イ 基調講演 「世界遺産への旅～図書館を使って楽しむ世界～」

講師 山田 晋 氏 (鳥取県図書館協会会長・JICA シニア海外ボランティア)

ウ 報告 「環日本海交流室・国際交流ライブラリーの歩み」

鳥取県立図書館環日本海交流室長 安藤理恵

エ シンポジウム テーマ「グローバル時代の図書館を考える」

○ コーディネーター

・ 山田 晋 氏

○ 登壇者

・ キップ・A・ケイツ 氏 (鳥取大学地域学部教授)

・ チェブラコワ・イリーナ 氏 (鳥取市環日本海経済交流センター長)

・ 薛 茉莉 氏 (前環日本海交流室長)

・ 野川 聡 (鳥取県統轄監)

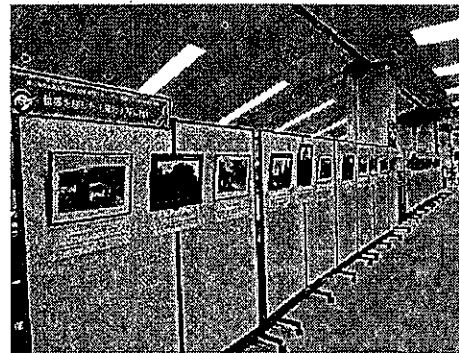
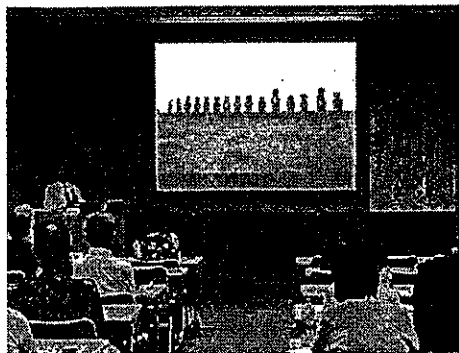
オ 関連展示 「世界を旅した！見た！写した！」

県立図書館 2 階通路ギャラリーにて、山田晋氏撮影写真パネル展 (約 20 点) を開催。

(4) 参加人数 53 名

(5) 参加者の感想

- ・ 国内外の興味深い話 (各宗教の巡礼という共通点など) を聞いてよかった。
- ・ 旅への本の利用の仕方 (図書館の利用の仕方) を改めて学んだ。
- ・ 国際交流における基本的態度を再考できた。
- ・ 国際交流にも色々な視点があることに気がついた。



8/2 (日) 講演会・シンポジウムの様子

関連写真展示の様子

文化財の県指定について

平成27年8月21日
文化財課

平成27年8月10日に開催された鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財を鳥取県保護文化財に指定(追加指定)及び鳥取県無形文化財に指定並びに保持者に認定することについて、鳥取県教育委員会に答申されました。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
とよしげかのうばやし 豊成叶林遺跡出土 きゆうせつきじだいいぶつ 旧石器時代遺物一 括	鳥取市	石器 265点	考古資料の部 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉 その他縄文時代及びそれ以前の遺物で 学術的価値の特が高いもの

<指定理由>

西伯郡大山町に所在する豊成叶林遺跡から出土した考古資料である。平成23年に国道9号の改築工事に伴う発掘調査により、約3万年前の後期旧石器時代の石器製作跡が発見された。旧石器時代遺跡の全容を明らかにできた、鳥取県唯一の調査事例として非常に重要である。

石器製作跡やその周辺から、ナイフ形石器^{がた}や石器製作に伴って生じた剥片^{はくへん}など、総数265点の石器が出土した。ナイフ形石器は他地域のものに比べて非常に小さい点特徴で、石器の地域色を考える上で重要である。また、同じ原石から作られたナイフ形石器、剥片等が合計29点接合した資料(母岩4接合資料^{ぼがん})は、ナイフ形石器の製作手順を具体的にたどることができるなど、石器製作の様子を知る上でも重要である。

以上のように、本遺跡出土の旧石器時代遺物は、鳥取県における後期旧石器時代の文化を考える上で重要な一括資料であり、学術的価値が特に高い。



出土石器集合【左上のかたまりが接合資料(母岩4)】



ナイフ形石器

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
てつしよくたい 鉄燭台 てんぶんじゅうくねんめい 天文十九年銘 どうにじゅうにねんめい 同二十二年銘	大山町	2基	工芸品の部 2 我が県の工芸史上又は文化史上特 に貴重なもの 3 形態、品質、技法又は用途等が特 異で意義深いもの

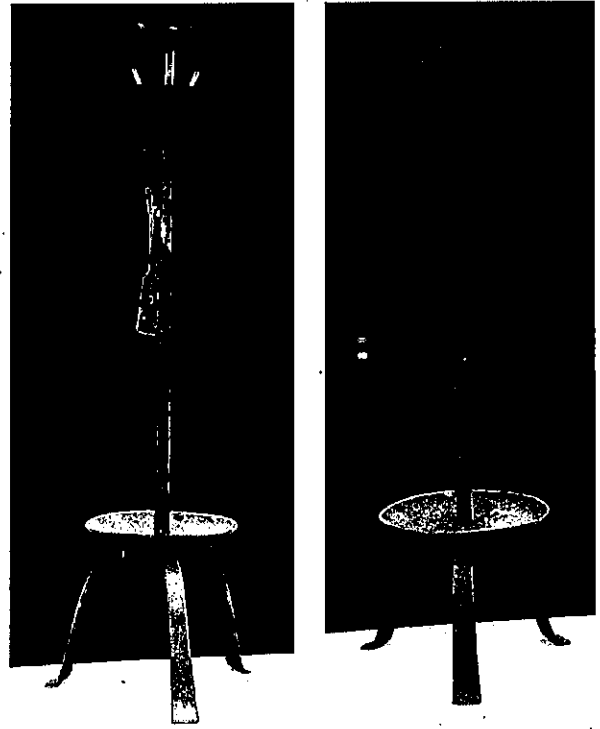
<指定理由>

天台宗角磐山大山寺(西伯郡大山町)は、古くから修験道の聖地として発展した山岳信仰の拠点であり、平安時代には天台宗と結び付き、広く崇敬を集めた一山寺院である。

中世以降には、西明院・南光院・中門院の三院谷が成立し、無数の諸院・堂社が軒を連ねた。

本燭台は、大山寺宝物館靈宝閣に所蔵されている2点である。いずれも度重なる火災をまぬがれて奇跡的に伝来したものであるが、鉄・鍛造の燭台で中世に遡るものは全国的にみても非常に少なく、西国に伝来する稀有な作例として、工芸史的な意義がきわめて高い。

軸部にはそれぞれ天文19年(1550年)、同22年(1553年)の銘などが彫られ、年代が把握できる金工品が少ないなかで、中世大山寺の状況を知るための資料として、特に重要である。



鉄燭台天文十九年銘

同二十二年銘

【指定】鳥取県保護文化財

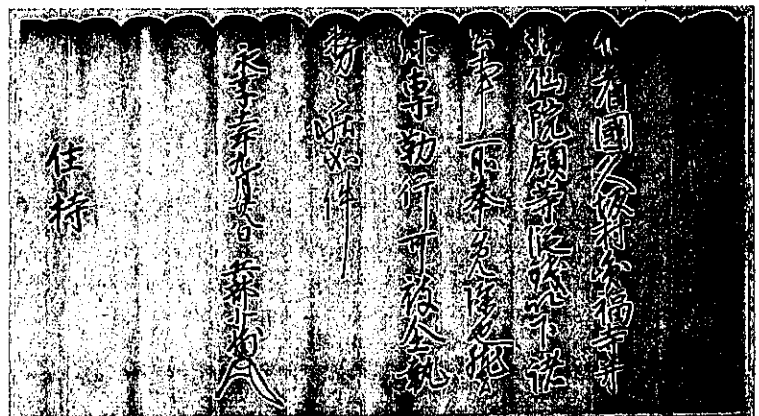
名称	所在地	員数	指定基準
瑞仙寺文書 <small>ずいせんじ</small>	米子市	31点	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

<指定理由>

瑞仙寺文書は、久坂山瑞仙寺くさかさん(米子市日下)の伝来文書である。瑞仙寺は、伯耆国会見郡久坂村に所在し、室町時代に竺翁仲仙しくおうちゅうせんを総持寺そうじしから招聘し、現在地に建立された曹洞宗寺院である。伯耆国守護家であった伯耆山名氏の崇敬が篤く、同氏歴代の安堵状・寄進状・禁制が数多く伝来している。

瑞仙寺伝来文書のうち、この中世文書31点は、伯耆山名氏歴代・尼子晴久・尼子勝久・杉原盛重など伯耆国における領域支配を担った(あるいは担おうとした)人物からの安堵状・寄進状・禁制などである。

中世後期の伯耆国全体の歴史を知るための基本史料として貴重であり、まとまりをもって県内に伝来した鳥取県関係の中世文書としては最も点数が多く、学術的価値が高い。



山名教之書下

【鳥取県無形文化財の指定および保持者の認定】

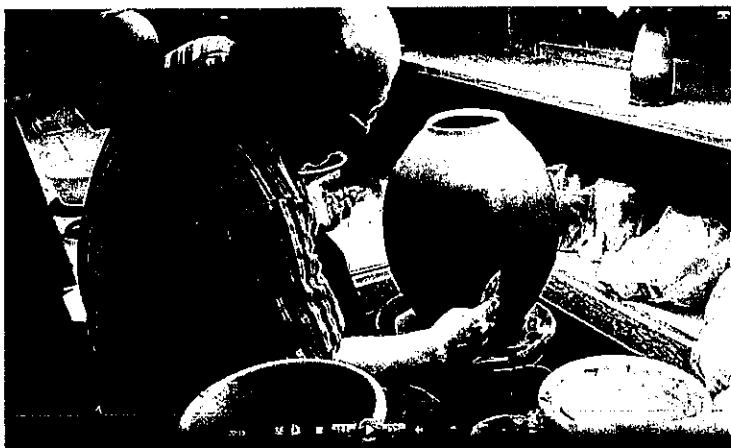
無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
とうげい 陶芸	やまもと こうさい 山本 浩彩	倉吉市

<指定理由>

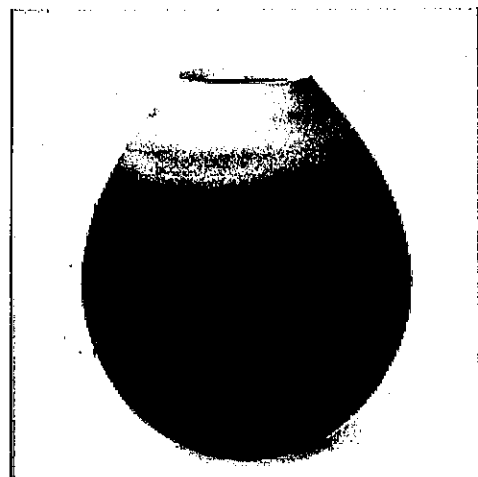
陶芸とは、陶土あるいは磁土を主原料とし、窯で焼成して、いわゆる陶磁器を作る技術の総称である。主原料の配分、ロクロや手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより、様々な種類の陶磁器が作られ、県内では現在30軒近くの窯元が存在しており、なかでも保持者として挙げる山本浩彩氏は特に高い評価を受けている。

山本氏は、国造焼窯の三代目であり、父から焼締の技術を受け継ぎ精度を上げた。たっぷりと張りのある胴をつくり出すロクロ成形の壺に、茜色を中心にしたソフトなグラデーションによる色彩変化を示す「焼締窯変茜壺」が特徴である。

昭和59年第31回日本伝統工芸展に初入選以降23回の入選をはじめ、多くの受賞歴があり、鳥取県を代表する陶芸家である。



制作風景（表面調整）



焼締窯変茜壺

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財		国指定文化財	
	件数	()	件数	()
	保護文化財	130	国宝・重要文化財	56
	絵画	19	絵画	3
	古文書	7 (1)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	14 (1)	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	20 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	8	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	55	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	7 (1)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	2	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	2	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	9

第1回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について

平成27年8月21日
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、第1回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を開催しましたので、その概要について次のとおり報告します。

記

- 1 日 時 平成27年7月29日(水)午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 鳥取県立博物館 会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議の概要
 - (1) 会長の選任 林田英樹氏を会長に選任
 - (2) 主な議題
 - ・鳥取県美術館整備基本構想の構成案
 - ・鳥取県美術館整備基本構想の検討の進め方
 - (3) 委員会での主な意見
 - ・美術館は、別の場所に独立した建物として整備されることになるが、現施設に残る自然、歴史博物館とは、従来どおり連携を密にして、組織上、管理上は、一体性を維持しつつ運営していくのか。それとも、互いに独立、別個のものとして運営するのかを明確にし、その上で、美術館、現施設それぞれの基本構想を検討するのか。(他県にも、博物館と美術館を別々に設置している例は多いが、なかなか連携がとれていないケースがある。)
 - ・県民意識調査のアンケート内容については、委員会の中で議論すべき。
 - (事務局) 次回は、基本構想の「コンセプト、役割と機能」部分の原案とともに、アンケート案も提示する。県民意識調査の実施に当たり、次回の委員会で構想案に対する議論が尽くせないようなら、更に委員会の回数を重ねていくようにし、拙速は避けたい。
 - ・県外美術館の視察については、完成した建物をただ見るだけでなく、構想段階から完成までどんな市民との議論のプロセスを経て決めていったのか視察で聞くべき。そこが重要なポイントだと思う。
- 5 次回検討委員会の開催
 - (1) 日時：平成27年9月8日(火)午後2時から
 - (2) 場所：仁風閣(鳥取市東町2丁目121)
 - (3) 議題：美術館整備基本構想における「コンセプト、役割と機能」等

6 県外視察日程

	月日	視察施設
1	9月17～18日	岩手県立美術館、青森県立美術館、十和田現代美術館
2	9月29～30日	大分県立美術館、大分市立美術館、広島県立美術館
3	10月15～16日	金沢21世紀美術館、石川県立美術館、富山県立近代美術館、京都国立博物館平成知新館

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	出 欠
はやしだ ひでき 林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、 元国立新美術館長	出席
はんた まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事、元たばこと塩の博物館学芸部長	出席
みずさわ つとむ 水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員	欠席
ふくしま のりやす 福嶋 敬恭	彫刻家、京都市立芸術大学名誉教授	欠席
こいずみ もとひろ 小泉 元宏	鳥取大学地域学部准教授	欠席
もりぐち まどか 森口 まどか	美術評論家、宝塚大学造形芸術学部准教授	出席
きぬがさ ゆきお 衣笠 幸雄	(株)TBSサービス社長、元TBS常務取締役	欠席
まつもと かずお 松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長	出席
よこやま かおる 横山 薫	鳥取県PTA協議会副会長	出席
きたむら じゅんこ 北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長	欠席
たけがみ じゅんこ 竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インタープロス代表取締役	出席
ほんじょう みきこ 本城 美佐子	鳥取演劇鑑賞会事務局長	出席
たむら しづみ 田村 閑美	鳥取女性中央会会長、倉吉異業種交流プラザ会長	出席
たにもと きとみ 谷本 里美	公募委員	出席
くるま なおき 来間 直樹	公募委員	出席

